

【新設】（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）

57 の 4 の 2-1 特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度において積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）の額の益金算入等については、55-18、55 の 5-1 及び 55 の 5-1 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

【解説】

1 本制度は、一定の事由が生じた場合に既に積み立てた準備金を取崩し・取戻しを行うこととされているが、これらの取扱いにつき、海外投資等損失準備金制度（措法 55）及び金属鉱業等鉱害防止準備金（措法 55 の 5）と同様の取扱いとなっている。

本通達においては、海外投資等損失準備金の取扱いのうち、青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し（措通 55-18）を、金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いのうち、積立限度超過額の認容（措通 55 の 5-1）及び損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合（措通 55 の 5-1 の 2）の取扱いをそれぞれ準用する旨を明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 54 の 2-1）を定めている。